

日向東臼杵南部

# 広域連合だより

構成団体…日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村

【第6号】

平成15年10月発行

日向東臼杵南部広域連合  
〒883-0034

日向市大字富高2192

TEL (0982) 53-3401

FAX (0982) 52-7889

## ■清掃センターへのごみ搬入量

	14年度 (トン)	13年度 (トン)	増加率 (%)
日向市	23,697	22,800	3.9
門川町	6,546	6,544	0.0
東郷町	666	628	6.1
南郷村	215	204	5.4
北郷村	222	201	10.4
諸塚村	335	322	4.0
合計	31,681	30,699	3.2



14年度は31,681トンの搬入量のうち  
31,204トン (98.5%) を焼却しました。



対前年比3.2%増。一日平均87トン  
**平成十四年度清掃センターのごみ搬入量**

広域連合は、日向市と東臼杵南部地域の八市町村で構成する地方公共団体の「組合」です。現在、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理場、一般廃棄物最終処分場という生活に欠かすことの出来ない四つの施設の運営管理をしています。  
日向市富高にある清掃センターは、日向市、門川町、東郷町、南郷村、北郷村、諸塚村の一般家庭や事業所などから出された燃えるごみを焼却する施設です。昨年度は、六市町村合計で約三万二千トン、一日平均八七トンのごみが持ち込まれました。

この量は年々増えており、前年度と比べると、約一千トン、三、二%増加しています。  
生活するうえでどうしても出てしまうごみ。それを適正に処理して美しいふるさとを守り育てることは、人間に課せられた永遠の使命です。  
私たち一人ひとりが出来ることは何か・・・引き続き、ごみの減量化とリサイクルに対するご理解とご協力をお願いいたします。

古紙はリサイクルへ  
(477トン)



灰は最終処分場へ埋め立て  
(3,490トン)



※西郷村と椎葉村は、それぞれ村単独で燃えるごみの焼却をしています。



西郷村の施設



椎葉村の施設

# 「ごみは市町村で決められた方法で出しましよう。」

## 暮らしを支えるごみの分別

今や環境問題は、地球的規模で叫ばれる最も身近な課題のひとつ。中でも、ごみ処理に対する意識は急速に高まり、ごみをただ単に捨てる時代は既に終わっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄という過去の悪循環を反省し、ごみを分別して減らし、使えるものは再利用・再資源化する・・・。いまでは家庭、地域、学校、企業など多くの分野で様々な取り組みが活発化しており、まさに一人ひとりの手で「循環型社会」を作る時代が到来していると言えます。そして、その根底を支えているのが「ごみの分別」です。

国土の狭いわが国では、ごみを



## 循環型社会を支える 4つのR (アール)

- ◆ Refuse (リフューズ・発生原因を絶つ)
- ◆ Reduce (リデュース・減らす)
- ◆ Reuse (リユース・繰り返し使う)
- ◆ Recycle (リサイクル・資源に戻す)

衛生的かつ効率的に処理するため

に「焼却」という方法を主体的に採用しています。つまり、まず「燃やせるもの」と「燃やせないもの」をきちんと分けることが基本になります。さらに、リサイクルという言葉も当たり前になってきている今、「ごみ」として扱うのではなく、「資源」として扱おう、「使えるものは何度でも使おう」という意識が強く求められています。

ごみを分けることは、必然的にごみの減量化につながるため、各市町村では住民の皆様のご理解を得ながら積極的な分別収集を行っています。



分別の方法などは、市町村役場にお尋ね下さい。

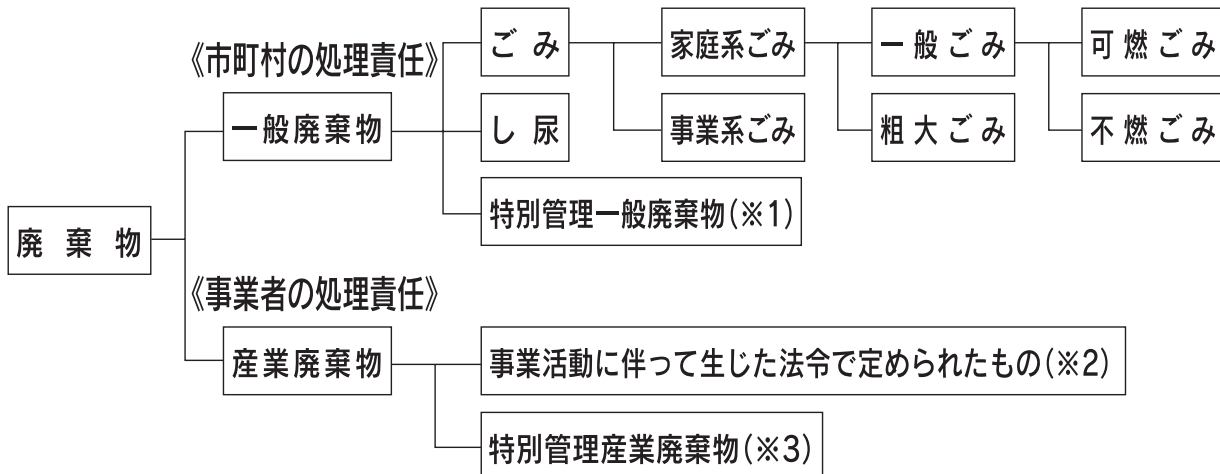
## ごみの出し方は市町村で違う

家庭などから出されるごみは、法律で「一般廃棄物」として区分され、市町村の責任で収集、運搬、処理することが義務付けられています。そのため各市町村ごとにごみの出し方が違います。圏域でも有料の指定袋を使用したり、生ごみは専用収集車が回収するところもあるなど、地域実情に応じた様々な分別収集が行われています。

いずれにせよ、ごみ問題は私たち個人の意識レベルに大きく左右されます。ごみの出し方は、今や地域社会の大切なルール。ごみは、市町村で決められた方法で出し、みんなで美しく住みよいまちを作りましょう。

【環境省ホームページより】

## 廃棄物の区分



※1.有毒性、感染性、爆発性のあるもの

※2.燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、建設廃材、鉋さい、ばいじん、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類など19種類

※3.有毒性、感染性、爆発性のあるもの

～東郷霊苑の建て替え～

### 本体工事は、年明けから着手



造成工事を終えた建設予定地（右下は現在の霊苑）

広域連合では、東郷町山陰丙にある圏域唯一の火葬場「東郷霊苑」の建て替えを行っています。昨年度、用地買収や測量・地質調査を行い、土木造成工事を終えました。本年7月には施設の心臓部とも言える「炉」を決定し、現在では建物の詳細な設計を進めています。予定では、年明けに本体工事に着手し、平成17年春の完成を目指しています。

一方、新しい火葬場の使用料や運営体制などについても検討を始めており、8市町村の職員で構成する建設等委員会において調査研究を重ねています。

清掃センターには燃えるごみだけが持ち込まれるはずなのですが、残念なことに写真のような金属類が混じっていることも・・・。



こんなものまで「燃えるごみ??」

これらは焼却炉を傷め、場合によっては事故につながるなど施設に大きな損傷を与えかねません。見学に来る元気な小学生も、これには絶句しているようです。

### 昨年度は、九八二名が見学

平成十四年度中に清掃センターを見学された方々は、小・中学生や事業所、女性学級、食品衛生関係者など二七団体の九八二名。皆さん、まずは大量のごみの量にびっくり。その後、ごみの処理方法などを勉強して、ごみの減量化やリサイクルの大切さを肌で感じられるようです。

清掃センターでは、施設見学を随時受け付けています。ご希望の方はお気軽に事務局までご相談ください。



東郷町白鳥女性学級の皆さん



私たちの生活を支える施設

し尿（汚泥）処理場

ごみとともに私たちが生活するうえで、どうしても出してしまうのが「し尿」。トイレも汲み取り式から水洗化が進み、その処理方法も時代とともに変化していますが、下水道が整備されていない地域ではどうしても生し尿や浄化槽汚泥を直接処理する施設が必要です。

法律上、し尿も一般廃棄物に分類され、市町村の責任で処理することが義務付けられています。圏域では、門川町は町単独で、その他の七市町村は広域行政により施設を建設し、公衆衛生の向上に努めています。

### 下水道との一体的処理

広域連合では、財光寺汚泥処理場にて日向市と東郷町で発生したし尿や汚泥を処理しています。平成十一年度からは、隣接する日向市下水道浄化センターとの一体的処理システムを実現。一次処理を行った後は、公共下水道と一緒に最終処理まで行い、効率化を図っています。

そのため、施設の運営管理は、日向市に委託しています。

### 入郷地区衛生組合（広域行政） 入郷地区クリーンセンター



【所在地】西郷村大字田代  
【処理区域】西郷村、南郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村

### 門川町衛生センター（町単独）



【所在地】門川町大字門川尾末  
【処理区域】門川町

### 日向東白杵南部広域連合（広域行政）

### 財光寺汚泥処理場



【所在地】日向市大字財光寺  
【処理区域】日向市、東郷町

# 議会だより

〔平成十五年第二回議会〕

## 議長・副議長を選挙



甲斐敏彦議長



米良昭平副議長

七月三日(木)、日向市役所において平成十五年第二回議会(定例会)が開催されました。広域連合議会の議員は、構成団体八市町村の議会から間接選挙で選ばれた二十二名。今回の統一地方選挙により改選後初の議会となったため、まず議長・副議長の選挙や各常任委員会委員の選任などを行い、議長に甲斐敏彦議員(日向市選出)、副議長に米良昭平議員(門川町選出)を選びました。その後、選挙管理委員会委員の選挙と補正予算、人事案件の議案二件を審議。いずれも原案どおり承認・同意されました。

選任・当選された方々は、次のとおりです。(敬称略)

### 監査委員(議会選出)

黒木 勤己(西郷村)

### 選挙管理委員会

委員 後藤 恵(日向市)

” 黒木 輝章( ” )

” 新名恵美子( ” )

” 島田 元子( ” )

” 黒木 弘雄( ” )

” 塩月千恵子( ” )

” 黒木 弘雄( ” )

### 合併特例事業債を活用し十四年度補正予算の専決を承認

圏域内に二つの任意合併協議会が設置されたことにより、十四年度中に構成団体すべてが県の合併重点支援地域に指定されました。このため、広域連合で実施している火葬場の建て替えに有利な起債制度(合併特例事業債)が活用できるようになり、財源の組み替えを行いました。(補正額はゼロ)

審議では、制度内容や活用するまでの検討経緯などの質問が出され、採決の結果、全員一致で承認されました。

## 審議した議案等とその結果(○議案、●陳情)

### ○専決処分の承認について

(平成十四年度日向東臼杵南部広域連合補正予算(第三号)) ・承認 全員一致

○監査委員の選任について……………同意 全員一致

●一般廃棄物最終処分場の予定立地の再考について・継続審査 全員一致

## 一般質問の要旨

江並 孝議員(日向市選出)

### 問

合併協議の中における広域連合の事務事業拡大に対する認識を示せ。

### 答

法律上、広域連合の事務事業を拡大するためには、構成団体の協議と構成団体議会の議決が必要である。構成団体の一層の財政負担と費用対効果の検討なしには実現できず、構成団体の取り組みに委ねたい。

### 問

事業拡大に対する関係団体との協議システムを構築せよ。

### 答

八市町村で構成する「日向入郷広域行政研究会」が平成十年から設置されているので、その中で協議したい。

### 調査の結果により判断し陳情一件が継続審査に

門川町栄ヶ丘地区に一般廃棄物最終処分場を建設する計画について、「いのちの環境を守る会」(代表・栗田忠治さん)から建設予定地の見直しを求める陳情書が提出

されました。現在、予定地では施設が建設された場合の事前調査である生活環境影響調査を実施中。同様の陳情が先の定例会までも審議され、「客観的に環境負荷が評価できる生活環境影響調査の結果を踏まえないと結論を出すことは困難である」として継続審査になっていました。付託をされた総務委員会からは、これまでの審査の背景を考慮し、より詳細な調査・審議の必要性がある旨の報告があり、全員一致で閉会中の継続審査としました。



予定地周辺の悪臭調査(7月)

## 広域連合議会議員名簿

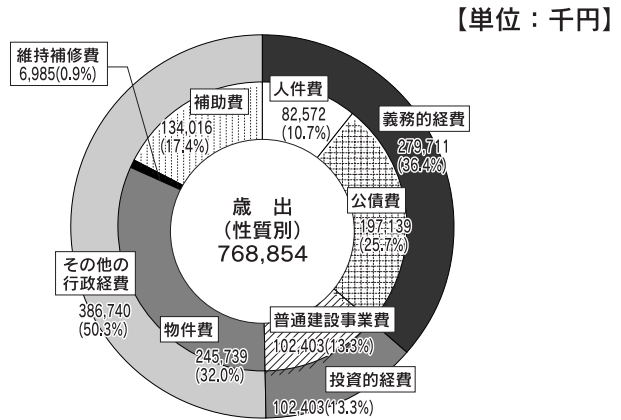
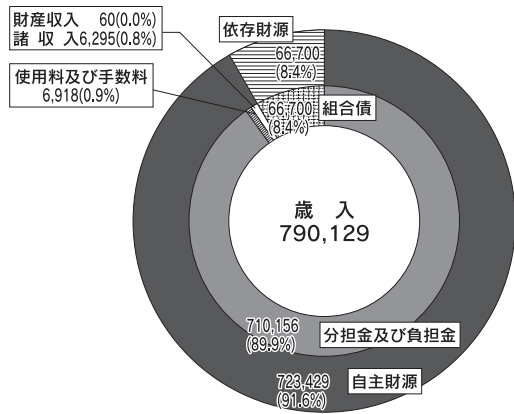
(平成十五年十月現在・議席順)

- |     |            |
|-----|------------|
| 議長  | 甲斐 敏彦(日向市) |
| 副議長 | 米良 昭平(門川町) |
| 議員  | 新名 敏文(東郷町) |
|     | 早田 卓男(北郷村) |
|     | 那須 義雄(椎葉村) |
|     | 甲斐 美義(椎葉村) |
|     | 岩切 裕(日向市)  |
|     | 濱田 卓侯(南郷村) |
|     | 黒木 優(日向市)  |
|     | 江並 孝(日向市)  |
|     | 朝倉 利文(門川町) |
|     | 黒田 昭弘(北郷村) |
|     | 田原 千春(東郷町) |
|     | 黒木 正一(諸塚村) |
|     | 黒木 勤己(西郷村) |
|     | 片田 正人(日向市) |
|     | 梅田 義輝(諸塚村) |
|     | 黒木 慎男(西郷村) |
|     | 松本 弘志(日向市) |
|     | 鈴木 三郎(日向市) |
|     | 寺原 速美(門川町) |
|     | 小谷 信義(南郷村) |



# 14年度の決算（見込み）がまとまりました。

広域連合は、市町村（構成団体）が共同して事務処理を行う「組合」です。そのための経費のほとんどは、構成団体が拠出する「分担金」で賄われています。昨年度の歳入額は790,129千円、歳出額は768,854千円で、最終処分場事業の調査費用等21,275千円を15年度へ繰り越しました。決算は、11月議会で審議されます。

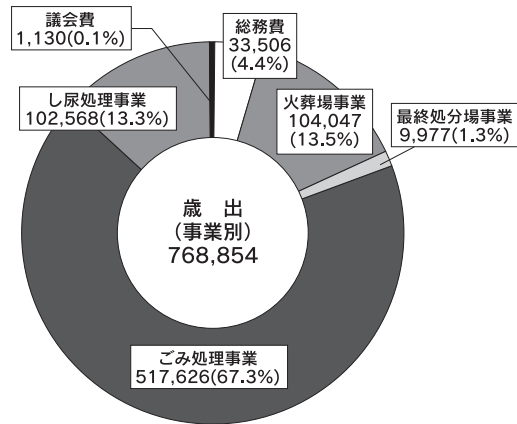


広域連合では、火葬場、最終処分場、ごみ処理施設、し尿処理施設の4施設の業務を行っています。これらの施設は、生活に欠かせない大切な施設ばかり。

8市町村では、これらの運営経費として

**14年度 614,671千円**

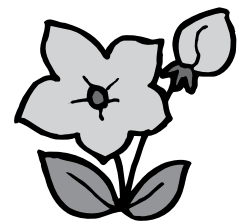
の分担金を拠出しました。



## 市町村別・事業別分担金の内訳

(単位:千円)

	一般管理費	火葬場事業	最終処分場事業	ごみ処理事業	し尿処理事業	合計
日向市	17,441	18,336	0	256,780	75,632	368,189
門川町	6,357	6,595	13,597	89,778	0	116,327
東郷町	2,901	2,844	4,300	22,325	14,394	46,764
南郷村	1,977	757	2,603	19,153	0	24,490
西郷村	1,021	784	2,736	0	0	4,541
北郷村	1,944	681	2,232	19,842	0	24,699
諸塚村	1,971	722	2,435	19,518	0	24,646
権葉村	980	686	3,349	0	0	5,015
合計	34,592	31,405	31,252	427,396	90,026	614,671



## 14年度に行った主な事業

### 東郷霊苑



用地の地質・測量調査・土木造成工事  
隣接地区や地権者への説明会  
新火葬場の基本設計

### 最終処分場



環境講演会の実施  
生活環境影響調査(15年度も継続)  
施設基本計画策定業務(〃)

### 清掃センター



ごみクリーン制御装置工事  
ダイオキシン類測定分析  
各種機器保守点検

（最終処分場環境影響調査）

現地調査は年内に終了。

調査書の公表は来春

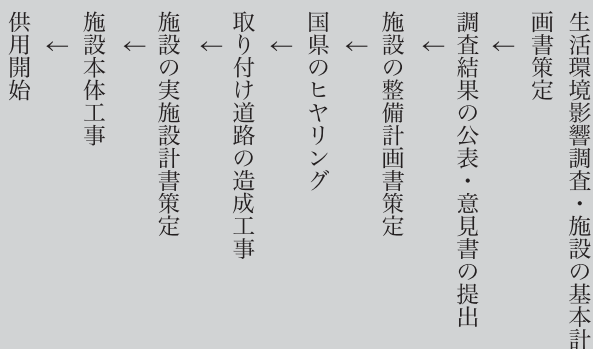
広域連合では、日向市を除く七町村の一般廃棄物最終処分場を建設するために、建設予定地である門川町栄ヶ丘地区で「生活環境影響調査」を実施しています。この調査は、施設が建設された場合の周辺地域に与える影響等を事前に予測・分析するため、必要な対策などを検討するための重要なもの。

二月上旬から専門業者により始まった現地調査も年内には終了する予定であり、その後は総合的な調査書を作成し、来年三月上旬に内容を公表（縦覧）する予定です。



中山川での水質調査（7月）

### 処分場建設の流れ



### 意見書を提出できます。

公表された調査書に対して、関係者は条例に基づいて意見書を提出できます。調査結果の公表方法や意見書の提出方法は事前にお知らせしますが、公表の期間は一ヶ月、意見書の提出期限は二週間以内となっています。こうした調査の結果や意見書、最終的な施設計画書を取りまとめて県知事に届け出るようになります。

（ちよつと解説）

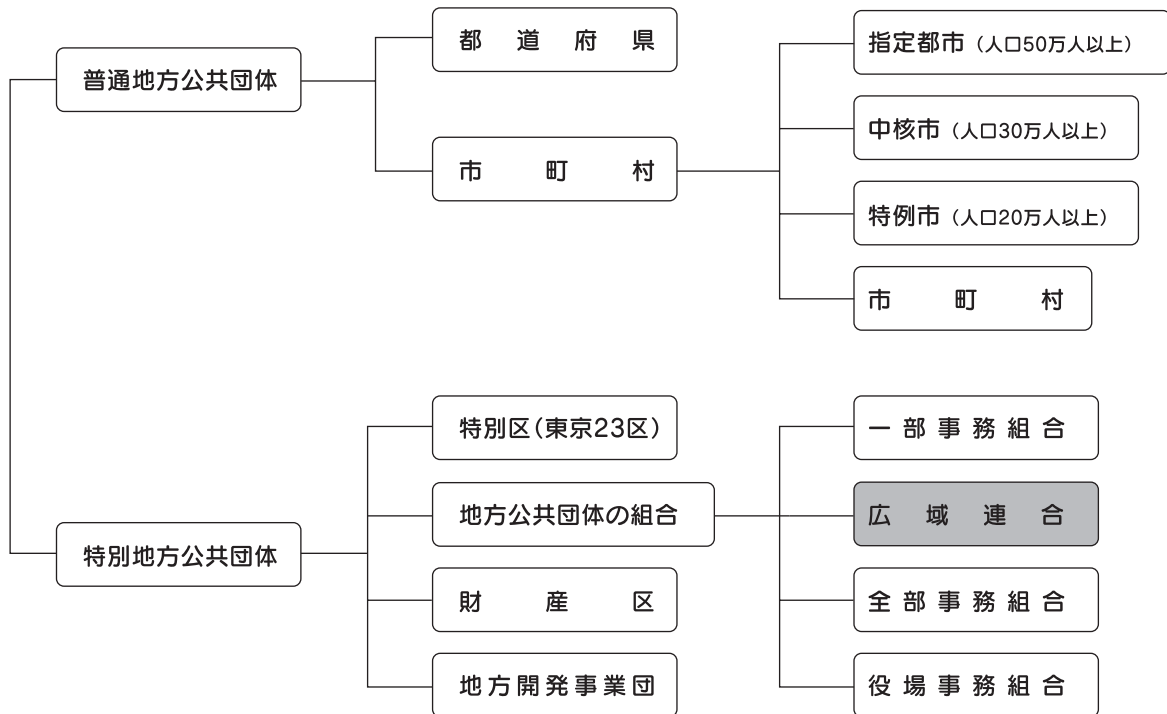
### 地方公共団体の種類

「地方公共団体」と言うとき「都道府県」や「市町村」を思い浮かべる人が多いと思いますが、でも、「政令指定都市」や「東京都〇〇区」なんて言葉も聞いたことがありますよね。「宮崎市が中核市に昇格・・・。」という話題も、つい数年前の出来事でした。

地方公共団体は、「地方自治法」で面積や人口などをもとに下のように区分されています。

市町村は「普通地方公共団体」に属し、行政機関として最も身近な存在と言えます。また、指定都市、中核市、特例市はそれぞれ政令で指定され、一般の市より広範な事務を行うことができます。

一方、広域連合や東京二三区などは、「特別地方公共団体」に位置づけられます。それぞれ、普通地方公共団体同様に「法人格」が与えられ、市町村とは独立した行政機関として設置されます。（特別区には、市と同様の権限が与えられます。）



【資料：総務省ホームページほか】